

# 入管問題の背景と外国人労働者

報告:指宿 昭一 氏  
(弁護士・暁法律事務所)

## 第1 名古屋入管ウィシュマさん死亡事件

### 1 事件の経緯

- ・2017年6月 留学生として入国し、将来は日本で英語教師になることをめざしていた。
- ・2020年8月19日 スリランカ人男性と同居していたが、ドメスティック・バイオレンス (DV) の被害に遭い、警察に出頭。DV被害者として保護されることはなく、不法残留で逮捕される。
- ・8月20日 名古屋入管に収容 (帰国を希望) 収容時の体重は84.9キログラム。
- ・10月 収容前まで同居していた男性から、「スリランカに帰ったら、探し出して罰を与える」という趣旨の手紙を受け取り、強い恐怖を感じる。12月中旬 在留希望に転じる。
- ・2021年2月15日 尿検査の結果、「飢餓状態」にあることを示す数値が出た。緊急入院させて点滴で栄養の補給等をすべきであったが、入管は何もしなかった。
- ・3月6日 呼びかけに対して無反応で、搬送先病院で死亡が確認された。司法解剖時の体重は63.4キログラムであり、収容時から21.5キログラム減であった。

### 2 何が問題か?

- (1) なぜ、点滴を打たなかったのか?
  - ・帰国同意しない者には医療を行わない。
- (2) なぜ、仮放免をしなかったのか?
  - ・仮放免不許可を、帰国意思を持たせるための拷問として使っている。

## 第2 戦後入管体制と民族差別・人権侵害

- ・戦前の台湾・朝鮮の植民地支配
  - 国内における徹底した台湾人・朝鮮人への管理・支配 (特別高等警察が担当)
- ・戦後入管体制の成立
  - 失業した特別高等警察の受け皿
- ・入管の外国人に対する基本姿勢
  - (外国人は)「煮て食おうと焼いて食おうと自由」(法務省入国管理局参事官・池上努「法的地位200の質問」1965年)

## 第3 国・入管側からの問題「解決」方針・入管法改悪法案

- ・送還拒否罪の創設
  - 送還拒否罪は、自由主義、市民社会への重大な挑戦。
- ・再提出の「論理」
  - 「ウクライナ避難民保護のため」という「火事場泥棒」の論理。ウクライナ避難者の保護は現行法で可能。

## 第4 外国人労働者問題

### ○技能実習制度の構造的な問題

- (1) 虚偽の目的「技術移転を通じた国際貢献」
    - 本当の目的は、安価な労働力の確保であることは周知の事実。
  - (2) 移動の自由がない
    - 「技能実習計画」のために3年間、同じ職場で働く。不正行為が認定された場合は移動できるが、実際には移動先を見つける手段はなく、引き受ける企業はほとんどない。
  - (3) 労働力マッチングの過程で中間搾取と人権侵害
    - 多額の渡航前費用の徴収 ベトナムで約100万円 (平均年収の約4年分)。
    - 保証金徴収、違約金契約と保証人→制度上、禁止され、二国間覚書でも禁止が確認されているが、実際には行われている。
    - 監理団体は実習実施機関 (各企業・農家) から、1人の実習生につき毎月3~5万円程度の管理費を徴収 (→これが実習生の賃金にも反映)。
    - 技能実習制度は廃止すべき。改善・改良はあり得ない。
- ### ○改革の方向性
- ・管理と排除ではなく、多文化多民族共生の受入れを可能にする新たな制度の構築が必要。
  - ・「我々は労働力を呼んだが、やってきたのは人間だった。」 (スイスの作家 マックス・フリッシュ)